

第1章 総則

第1条 (本利用約款の目的)

torocca! サービス利用約款 (以下、「本利用約款」という。) は、GMOクラウド株式会社 (以下、「当社」という。) が提供するtorocca! (以下、「本サービス」という。) の利用条件について定めることを目的とします。

第2章 利用契約の成立

第2条 (申込の方法)

1. 本サービスを申し込む場合には、当社のウェブサイト上の申込フォームに必要事項を全て入力したうえ、当社に対して申込を行うものとします。
2. 本サービスの申込に際しては、本利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、本サービスの申込があった場合には、本利用約款に同意したものとみなします。

第3条 (契約の成立)

1. 本サービスの利用契約 (以下、「利用契約」という。) は、当社がお客さまの申込に対して承諾の意思表示を行ったときに成立するものとします。
2. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。
 - (1) 本利用約款に違反して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
 - (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
 - (3) 本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) クレジットカードによるサービス利用料金の支払を希望する際に、クレジットカード会社の承認が得られない場合。
 - (5) 申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスを締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
 - (6) 第20条第1項に定める反社会的勢力に該当する場合。
 - (7) 本人確認を行うことができない場合。
 - (8) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがあると判断した場合。

第3章 本サービスの内容

第4条 (本サービスの内容)

1. 本サービスは、お客さまのウェブサイト、データベース等のコンテンツ (以下、「コンテンツ」という。) を、ネットワークを介してサーバー (以下、「バックアップサーバー」という。) 内にバックアップする機能、バックアップサーバーに蓄積若しくは保存されたデータ (以下、「バックアップデータ」という。) を復元又はダウンロードする機能、その他当社のウェブサイトに記載する機能の提供を行うサービスです。

2. 本サービスに関するサポートの内容、時間、方法等については、当社のサポートポリシーに従うものとします。

第5条（知的財産権）

1. 本サービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、商標権その他の知的財産権（以下、「知的財産権」という。）は、当社又は本サービスのライセンサー（以下、「ライセンサー」という。）に帰属します。お客さまは、当社の書面による事前の承諾がない限り、本利用約款に従い本サービスを利用する権限のみを有するものとします。
2. お客さまは、当社（ライセンサーを含む。）に対して、本サービスの提供に必要な限度で、コンテンツ又はバックアップデータを複製し、保存し、又は公衆送信（送信可能化を含む。）することを許諾するものとします。

第4章 お客さまの義務

第6条（ID等の管理）

1. 当社は、本サービスを提供するために運用する各種のシステム（以下、「当社のシステム」という。）にアクセスするために必要なユーザーID及びパスワード（以下、「ID等」という。）をお客さまに対して発行します。
2. お客さまは、ID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。当社は、当社のシステムにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめる場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。

第7条（禁止行為）

1. お客さまは、本サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者に行わせてはいけません。
 - (1) 法令又は公序良俗に反する行為。
 - (2) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく恐れのある行為。
 - (3) 当社（ライセンサーを含む。）若しくは第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
 - (4) 第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
 - (5) インターネットの参加者の間において確立している慣習に反する行為。
 - (6) 事実に反する情報又はその恐れのある情報を提供する行為。
 - (7) 当社（ライセンサーを含む。）又は第三者の設備に過大な負荷を与える行為。
 - (8) 前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為。
2. 当社は、お客さまが前項の禁止行為を行い、又は第三者に行わせているときは、バックアップデータの削除、即時無催告での本サービスの提供の中止、その他必要な措置を講じることができるものとします。

第8条（お客さまと第三者との間における紛争）

お客さまは、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害その他一切の紛争について、お客さま自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

第9条（契約上の地位の処分の禁止等）

お客さまは、当社の承諾がない限り、本利用約款にもとづくお客さまの地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、又は担保に供することができません。

第10条（変更の届出）

1. 本サービスの申込の際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、変更の内容を速やかに当社に届け出てください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本

サービスの提供及び本サービスに関する事務を行います。

3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本利用約款にもとづくお客様の地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本利用約款にもとづくお客様の地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行ってください。

第11条（サービス利用料金の支払）

1. お客様は、本サービスの利用の対価として、サービス利用料金を当社に支払うものとします。当社は、社会状況、経済情勢の変化、サービス提供上の技術的な要請その他の事情にもとづき、サービス利用料金又はその算出方法を改定することがあります。
2. お客様は、本サービスを利用する場合には、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、サービス利用料金を支払うものとします。
3. お客様が期限までにサービス利用料金を支払わない場合には、お客様はその期限の翌日から元本に対して年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
4. 本サービスの利用及びサービス利用料金の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、お客様が負担するものとします。

第5章 免責

第12条（バックアップサーバー等の管理）

1. 当社（ライセンサーを含む。以下、本条において同じ。）は、本サービスを提供するためのハードウェア若しくはソフトウェアに不具合が発生した場合、バックアップサーバー内のデータが当社若しくは第三者の設備に過大な負荷を与えている場合、バックアップサーバーが不正にアクセスされ、若しくはウィルスに感染している場合、その他本サービスを提供するために必要がある場合には、お客様に通知した上でバックアップサーバーの調査、修補又は停止、設定変更、その他の管理作業（以下、「管理作業等」という。）を行うことができます。
2. 前項の規定にかかわらず、当社若しくは第三者は、本サービスの提供のために緊急の必要がある場合には、お客様に通知することなく、直ちに管理作業等を行うことができるものとします。
3. 当社は、前2項の管理作業等によってお客様に生じた損害について、一切責任を負いません。

第13条（不可抗力）

当社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為又は本サービスの提供に際して当社が利用する第三者のソフトウェアの瑕疵や機器の故障等、当社に責任のない事由により、お客様が本サービスを利用することができなくなった場合であっても、これによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第14条（免責）

1. 当社は、本サービスの停止、バックアップデータの改変、損傷、滅失、漏洩、その他本サービスに関連して生じた損害について、バックアップデータの復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
2. 当社は、次の各号に掲げる事項、その他本サービスに関連する事項についていかなる保証も行わず、いかなる担保責任も負いません。
 - (1) 本サービスが一定の品質を備えること。
 - (2) 本サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
 - (3) 本サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。

第15条（消費者契約に関する免責の特則）

1. 本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客様（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客様を除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、サービス利用料金の1カ月分に相当する金額を限度として当社がその損害をお客様に賠償するものと読み替えるものとします。

- (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項。
 - (2) 本サービスにおける当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項。
 - (3) 本サービスの目的物に隠れた瑕疵があるとき（利用契約が請負契約の性質を有する場合には、本サービスによる仕事の目的物に瑕疵があるとき）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を免除する条項。
2. 本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客さまを除く。）については、適用しないものとします。
- (1) 当社の債務不履行（故意又は重大な過失に限る。）によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項。
 - (2) 本利用約款における当社の債務の履行に際してなされた不法行為（当社の故意又は重大な過失に限る。）によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項。

第6章 本サービスの利用期間及び終了等

第16条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、申込時のお客さまの選択に従うものとします。
2. 利用期間の満了日の3日前（金融機関の休日は除いて数える。）までに当社又はお客さまから相手方に対して本サービスの更新を拒絶する旨の通知がない限り、本サービスは同一内容で、申込時にお客さまが選択した利用期間をもって更新されるものとします。更新された本サービスの利用期間が満了する場合も同様とします。

第17条（お客さまの行う解除）

1. お客さまは、いつでも将来に向かって本サービスの解除を行うことができます。
2. 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。
3. お客さまは、本条に定める解除を行った場合であっても、すでに当社に支払った本来の利用期間の満了日までの間のサービス利用料金等の全部又は一部の償還を受けることはできません。

第18条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができます。
 - (1) 本利用約款の定める義務に違反した場合。
 - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立が行われた場合。
 - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがあると判断した場合。
2. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第19条（データの削除）

当社は、本サービスが利用期間の満了又は解除により終了した場合には、バックアップサーバー内の一切のデータ（バックアップデータを含む。）の削除を行います。この場合、当社は、お客さま又は第三者に対し削除した当該データの復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

第7章 その他

第20条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客さまは、現在及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力（本利用約款において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証するものとします。
2. 当社及びお客さまは、暴力的又は脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し、保証するものとします。
3. 当社及びお客さまは、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに利用契約を解除できるものとします。

第21条（紛争の解決のための努力）

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

第22条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。
2. 本利用約款に関する訴えについては、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。本サービスの廃止を行う場合には、事前にその旨をお客さまに通知します。

第24条（本利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、その実施する日から、その改定の内容に従って変更されるものとします。

附則（2016年8月24日実施）

本利用約款は、2016年8月24日から実施します。